



子育て・教育・生涯学習

児童手当

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人に、次のとおり支給します。

支給は児童1人当たり月額、3歳未満15,000円(第3子以降は30,000円)、3歳以上高校生年代まで10,000円(第3子以降は30,000円)です。なお、出生や転入から15日以内の申請が必要となります。

※親などに生計費などの経済的負担がない大学生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)の子などは、制度上は子の数に数えません。

児童扶養手当

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

母子(父子)家庭、父または母に重度の障害がある家庭などで、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある父または母や、父母の代わりにその児童を養育している人に支給します。

この制度には、所得額に応じて全部支給・一部支給・支給停止があります。また、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。

特別児童扶養手当

健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母や父母の代わりにその児童を養育している人に支給します。(所得額が限度額以上の場合、支給停止となります。)

福祉医療(子ども、母子・父子家庭など)

住民課 保険室 ☎26-2249

医療費の自己負担分(保険適用分)を助成します。保険診療以外のもの(健康診断や予防接種、薬の容器代など)や、高額療養費、災害共済給付など他の制度が利用できる場合は、支給対象外です。

対象

子ども

18歳の年度末まで(通院、入院)

母子・父子家庭など

①母子・父子家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とその扶養者

②父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

※所得状況、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。

受給方法

18歳の年度末までの子ども、母子・父子家庭など

〈県内の医療機関〉

⇒福祉医療費受給資格者証を医療機関の受付で提示すると、自己負担分の支払いが不要になります。

〈県外の医療機関〉

⇒自己負担分を一度支払い、福祉医療費受給資格者証、資格確認書・健康保険証など、通帳、領収書などをお持ちのうえ、保険室に申請すると希望口座へ振り込みされます。



子育て・教育・生涯学習

広告

ご家族・地域一体の保育園運営 社会福祉法人吉岡会

吉岡町第一保育園



吉岡町上野田331-1

☎ 54-7125



吉岡町第二保育園



吉岡町大字北下249

☎ 54-5312



吉岡町第三保育園



吉岡町大久保3541-1

☎ 54-1121



吉岡町第四保育園



吉岡町大字漆原813

☎ 54-4708



吉岡町第五保育園



吉岡町大久保1204-8

☎ 54-2605



チャイルドシート(幼児用補助装置)購入費補助制度

☎ 総務課 協働安全室 ☎26-2243

町では、チャイルドシートを購入した町民の人(親権者)に、一定の条件のもと、購入価格の一部を補助しています。補助金額は、購入価格(消費税含む)の2分の1、上限8,000円とし、1,000円未満は切り捨てとなります。

申請は、幼児1人につき1台1回限りです。詳しくは、協働安全室にお問い合わせください。

病児・病後児保育

☎ 健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

児童が病気などの回復期で集団保育が難しく、家庭保育もできない場合に一時的に預かり保育します。利用については施設に直接申し込みをしてください。

- ・病児:症状の急変は認められないが、回復期に至らないことから、集団保育が困難な児童
- ・病後児:病気の回復期にある児童

対象 生後6カ月～小学校6年生

利用料 町内に住所を有する生活保護世帯は無料。町内外問わず1,500円/日

定員 各施設1日3人

施設および利用時間

病児保育施設:医療法人竹内小児科

大久保3347-10 ☎30-5151

平日 9:00～17:00

土曜日 9:00～16:00

(祝日・年末年始・休診日を除く)

病後児保育施設:

- ・吉岡町第四保育園

漆原862 ☎54-4708

平日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

- ・駒寄幼稚園

漆原953-1 ☎54-7144

平日 8:30～17:30(祝日・年末年始を除く)

一時保育

☎ 健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

家庭において乳幼児を養育している人(保育所・認定こども園などの施設に通っている家庭は利用できません。)が、病気・冠婚葬祭・育児疲れなどにより一時的に保育を必要とする場合、保育園で子どもをお預かりし、保育するサービスです。

利用方法 事前に保育園などで利用申込書に記入・提出のうえ、ご利用ください。

利用時間 施設にお問い合わせください。
※利用期間は、1週間に3日以内です。

利用料金 日額 2,000円

保育所・認定こども園

☎ 健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

保護者が働いていたり、病気やその他の理由で、家庭で子どもの面倒がみられなかったりする場合に、子どもを預かり保育します。毎年9月頃に翌年度の入園申し込みを受け付けています。詳しくは、子育て支援室にお問い合わせください。

名称	住所	電話	保育時間	定員
第一保育園 (社会福祉法人吉岡会)	上野田 331-1	54-7125	平日: 7:00～19:00 土曜日: 8:00～16:30 平日の18:00～ 19:00は延長保 育になります。別 途延長保育料が かかります。	130 人
第二保育園 (社会福祉法人吉岡会)	北下249	54-5312	平日: 7:30～18:30 土曜日: 8:00～16:30	130 人



子育て・教育・生涯学習

広 告

幼保連携型認定こども園

駒寄幼稚園

教育目標 ・自主性のある規律正しい子 ・好奇心と考える子
・明朗活発な子 ・穏やかな子

北群馬郡吉岡町漆原953-1
TEL 0279-54-7144
<https://www.komayose-kg.com/>

駒寄幼稚園 病後児保育

利用の流れ
①仮予約(電話で空き状況を確認してください。)
②受診(診療状況提供書を医師に記入してもらおう)
③本予約(利用日時と病名をお聞きします)
④利用当日(必要書類をあらかじめ記入し、お持ちください。)
※キャンセルの場合は必ずご連絡ください

静養保育室/バンダ 静養保育室/ラッコ 静養保育室/コア

利用時間
・月曜日～金曜日
8時30分～17時30分
(土日祝・年末年始はお休みです)

利用年齢
0歳から小学校6年生までの児童

持ち物等詳細はHPよりお問い合わせください

吉岡町漆原 953-1 TEL 0279-54-7144

駒寄幼稚園学童クラブ

イーハトーブ

町内に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童で、保護者の労働等により家庭が留守になる児童などご相談下さい

平日 下校時～午後6時40分
土曜日 午前7時30分～午後6時40分
春季・冬季及び夏季休業日
午前7時30分～午後6時40分

吉岡町漆原 953-1
TEL 0279-54-7144

名称	住所	電話	保育時間	定員
第三保育園 (社会福祉法人吉岡会)	大久保 3541-1	54-1121	平日: 7:00~19:00 土曜日: 7:30~16:30 平日の18:00~ 19:00は延長保 育になります。別 途延長保育料が かかります。	140 人
第四保育園 (社会福祉法人吉岡会)	漆原813	54-4708	平日: 7:00~19:00 土曜日: 8:00~16:30 平日の18:00~ 19:00は延長保 育になります。別 途延長保育料が かかります。	200 人
第五保育園 (社会福祉法人吉岡会)	大久保 1204-8	54-2605	平日: 7:30~18:30 土曜日: 8:00~16:30	140 人
幼保連携型 認定こども園 駒寄幼稚園 (学校法人 栗原学園)	漆原 953-1	54-7144	(1号認定)平日: 8:30~14:30 (2・3号認定)平日: 7:00~18:00 土曜日は実情に 応じて決定。(1 号は除く)	225 人

学童クラブ

☎ 社会福祉協議会 ☎54-3930
駒寄幼稚園 ☎54-7144
健康福祉課子育て支援室 ☎26-2248

放課後児童健全育成事業として、児童の健全な育成を図るため、低学年を中心とした小学生を預かる施設です。現在、町内に6つの学童クラブがあります。入所申し込みなどについては、明治学童クラブ、明治第2学童クラブ、駒寄第1~第3学童クラブについては社会福祉協議会に、駒寄幼稚園学童クラブについては駒寄幼稚園にお問い合わせください。

名称	住所	電話	開所時間	利用区域
明治学童クラブ	北下 476-1	55-5672	平日: 放課後~18:30 土曜日・長期休暇: 7:30~18:30	明治 小学校 校区
明治第2学童クラブ	北下 438-1	25-8293 (榛名) 25-8283 (赤城)		
駒寄第1学童クラブ	大久保 2338- 12(1階)	55-5248		駒寄 小学校 校区
駒寄第2学童クラブ	大久保 2338- 12(2階)	25-7385		
駒寄第3学童クラブ	漆原 1387	26-3226		
駒寄幼稚園学童クラブ	漆原 953-1	54-7144	平日: 放課後~18:40 土曜日・長期休暇: 7:30~18:40	町内 全域



児童館

☎ 健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

子どもたちに健全な遊びを通して、健康の増進や情操を豊かに育むための場所を提供しています。また、母親クラブなどの地域組織の育成や活動の援助に関することなども実施しています。

名称	住所	電話	開館時間	休館日
児童館	大久保 3633	20-5960	平日: 10:00~17:00 土曜日: 10:00~15:00	日曜日・祝 日・年末 年始(12/28 ~1/4)

広 告

木造建築 社・寺建築 **まわりつくる** TEL. 080-5384-1104

杉や桧を使った仕事が
得意な大工です。

代表・大工 新井 周作
吉岡町大久保3178-1
TEL 080-5384-3104



地域子育て支援拠点事業

☎ 健康福祉課 子育て支援室 ☎26-2248

乳幼児のいる子育て中の親子を対象に、下記の事業を実施しています。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育てなどに関する相談、援助
- ③地域の子育て支援に関する情報提供
- ④子育ておよび子育て支援に関する講習

名称	住所	電話	開館時間	休館日
子育て支援センター (いちようクラブ)	漆原862 (第四保育園併設)	54-0102	平日: 9:00~12:00、 13:00~15:30 土曜日・長期休暇: 9:00~12:00	日曜日・祝日・年末年始(12/28~1/4)・園行事の日

第3子以降学校給食費無料化(免除)

☎ 教育委員会事務局 教育総務室 ☎26-2285

第3子以降の学校給食費を全額免除しています。

対象

- 以下の①~⑤の要件を全て満たす保護者が対象
- ①同世帯で生計を一にしている子(18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者・高校3年生世代)を3人以上養育していること
 - ②①の子のうち、出生の最も早い者から順次数えて3番目以降の子が吉岡町立小中学校に在籍していること
 - ③生活保護費または就学援助費を受給していないこと
 - ④③以外で給食費相当額を受給していないこと
 - ⑤学校給食費の滞納がないこと

申請方法

- ・「吉岡町第3子以降学校給食費免除申請書」に必要事項を記入し、現在在学している町立小中学校または給食センターへ提出していただくか、電子申請でも申請することができます。
- ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。
- ・年度ごとに免除の決定をするため、毎年申請をしてください。
- ・免除対象者が2人以上いる場合は1枚の申請書にまとめて記入してください。
- ・申請書は町ホームページからダウンロードできます。

免除の決定

要件を全て満たしているかどうか審査した後、免除の可否を書面でお知らせします。

就学援助費

☎ 教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286

経済的な理由で、義務教育への就学が困難な家庭の子どもには、就学援助費(要保護および準要保護児童生徒認定)として、学用品・修学旅行・給食費などの費用が支給されます。詳しくは、学校教育室にお問い合わせください。

指定校変更・区域外就学

☎ 教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286

指定校変更

特別な事情があり保護者が申し立てをし、教育委員会が許可した場合、指定された学校以外の学校へ就学することができます。状況により手続きが変わります。詳しくは、学校教育室にお問い合わせください。

区域外就学

特別な事情があり、町外に住所がある児童・生徒が吉岡町の小・中学校へ就学を希望する場合は、保護者が教育委員会に申し立てをし、双方(住所地と吉岡町)の教育委員会で承諾された場合、希望の学校へ就学することができます。状況により手続きが変わります。詳しくは、学校教育室にお問い合わせください。

小・中学校(通学区域と入学)

☎ 教育委員会事務局 学校教育室 ☎26-2286

町内には、2つの小学校と1つの中学校があります。お住まいの行政区に応じて学校区が定められています。町内の小・中学校の通学区域などは、次のとおりです。

学校概要

名称	住所	電話	通学区域
明治小学校	北下433	54-2105	小倉、上野田、下野田、北下、南下、陣場、大久保の一部
駒寄小学校	漆原1016	54-2300	大久保、漆原、南下の一部
吉岡中学校	南下1383-2	54-3213	町内全域

小学校に入学するとき

町立小学校に入学する子どもを対象に、入学する前の年の10月ごろ保健センターで就学時健康診断を実施しています。教育委員会から9月ごろに実施に関するお知らせ、10月下旬ごろに健康診断結果を自宅に郵送でお知らせします。

また、1月下旬ごろに文化センターで小学校ごとに入学説明会が開かれます。1月上旬ごろに、教育委員会から入学説明会のお知らせおよび入学通知書を自宅に郵送でお知らせします。

転校について

転入や転出(転居)などで住所を異動するときは、転校などの手続きをしてください。

転入するとき

現在、在学している学校から在学証明書・教科書給与証明書の交付を受けてください。住民環境室窓口で、住民登録を済ませてから、教育委員会で転入学の手続きを済ませ、転入する学校へ行ってください。



転出するとき

現在、在学している学校から在学証明書・教科書給与証明書の交付を受けてください。住民環境室窓口で、転出の手続きをして転出証明の交付を受けてください。在学証明書・教科書給与証明書・転出証明書を持って、転出先の市町村役場および教育委員会で手続きを済ませ、転入する学校へ行ってください。

高校生等公共交通通学支援補助金

☎ 企画財政課 企画室 ☎26-2241

公共交通の利用促進と高校生などの保護者の経済的負担軽減を図るため、高校生などの皆さまが通学に利用するバスや鉄道の定期券購入費(同一名義)を補助します。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

対象

町に住所を有し、バスや鉄道の通学定期券を購入して高等学校などに通学する生徒などの保護者(ただし、町税の滞納がない人に限ります。)

※中学生・大学生は対象になりません。

申請方法

定期券を購入した日から使用期限終了後2カ月以内に申請してください。

・窓口申請する場合

次の①～④の書類を企画室へ提出してください。

①申請書(企画室の窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。)

②購入した定期券の写し

③在学を証明する書類(学生証の写し、在学証明書など)

④通帳など(振込先がわかるもの)の写し(初回申請時および振込先変更時のみ)

・電子申請する場合

上記②～④の写真を添付して申請してください。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

その他(注意事項)

- ・1カ月あたりの定期券購入費が5,000円未満の場合は、補助対象になりません。
- ・補助対象となる定期券購入費は、兄弟姉妹による合算を含みません。
- ・バスカード、回数券、現金、スクールバスの利用は、対象になりません。
- ・申請ごとに、補助金を交付します。初回申請の後、年間を通して自動的に補助金が交付されることにはなりませんので、ご注意ください。
- ・申請期限を経過するとお支払いできません。

自転車用ヘルメット購入補助金制度

☎ 総務課 協働安全室 ☎26-2243

対象

次の要件を全て満たす人

- ①町内に居住し、かつ住民基本台帳法に基づき町の住民基本台帳に登録されていること
- ②申請年度に満15歳～満18歳に達する中高生の保護者および満65歳以上であること
- ③ヘルメットの購入から1年以内であること

※申請回数は着用者1人につき1回限り

補助金額

購入費の2分の1で上限2,000円(100円未満切り捨て)

申請方法

購入したヘルメットの領収書と保証書、安全基準を満たしていることがわかる書類の写しを添付し、申請を行ってください。

吉岡町図書館

☎ 吉岡町図書館 ☎54-6767

赤ちゃんからご年配の人までの「見たい」「知りたい」「楽しみたい」にお応えする図書資料がお待ちしています。「読み聞かせ」「パネルシアター」の開催、「図書館通帳」で読書記録もできますのでお気軽にお立ち寄りください。

開館時間など

- ・開館時間:9:00～18:00
- ・休館日:月曜日、国民の祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)、保守休館日(毎月最終木曜日)および館長の決めた日、蔵書点検期間

貸出について

種類	貸出数	貸出期間
図書・紙芝居	10冊まで	15日以内
雑誌	3冊まで	
CD・DVD	5点まで	

吉岡町文化センター

☎ 文化センター ☎54-1161

生涯学習や芸術文化活動などの、魅力あるコミュニティの拠点として、利用していただく場所です。

各種催し物を始め、多くの講座がありますので、お気軽にご来館ください。

開館時間など

- ・開館時間:9:00～22:00
- ・休館日:月曜日、国民の祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始(12月28日～1月4日)、保守休館日(毎月最終木曜日)

利用申し込み

申請書(複写式)の記入をしていただきます。(窓口申し込み)

- ・舞台、ホール…6カ月前から受け付け
- ・その他の部屋…2カ月前から受け付け

サークル(文化協会)

文化協会では、絵画、工芸、文学、ダンスなど、いろいろなジャンルの活動を行っているサークル・団体が多数あります。自分の興味のある内容を見つけ、ちょっとサークル・団体を覗いてみてはいかがでしょうか。自分自身の生涯学習のテーマを見つけることができるかもしれません。

※詳しくは、文化センターにお問い合わせください。



社会体育施設

☎ 教育委員会事務局 生涯学習室 ☎54-1161

施設利用を通じて、広くスポーツの振興と体力向上、そして親睦融和を図り、明るいまちづくりに活用していただく場所です。

利用申し込み

生涯学習室窓口で申込書(複写式)を記入のうえ提出していただきます。

町民利用の場合は1カ月前から受け付け可能です。

電話での予約はできません。ただし、空き状況の確認は可能です。

【体育館】

- 社会体育館(アリーナ、柔道場、剣道場)
- 明治地区児童屋内体育施設 ※団体利用のみです。

午前	午後	夜間
7:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30

- 駒寄小学校体育館 ※団体利用のみです。

午前	午後	夜間
8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30

- 吉岡中学校体育館 ※団体利用のみです。

午前	午後	夜間
—	—	19:00~21:30

【弓道場】

午前	午後	夜間
7:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30

【グラウンド】

- 町民グラウンド
- 八幡山グラウンド
- 河川敷グラウンド ※夜間利用はできません。

早朝~	9:00~	12:00~	15:00~	夜間
9:00	12:00	15:00	18:00	(2時間)

【テニスコート】

- 町民テニスコート
- 八幡山テニスコート

早朝~	9:00~	12:00~	15:00~	夜間
9:00	12:00	15:00	18:00	(2時間)

※グラウンド・テニスコートのナイター時間

4月~10月	11月~3月
19:30~21:30	19:00~21:00

詳しくは、生涯学習室にお問い合わせください。

吉岡町文化財センター

☎ 文化財センター ☎54-9443

町のさまざまな文化財について、展示や情報発信をしています。

開館時間など

- 開館時間:9:00~16:00
- 休館日:月曜日、国民の祝日の翌日(月曜日にあたるときはその翌日)、年末年始(12月28日~1月4日)

吉岡町コミュニティーセンター

☎ 企画財政課 財政室 ☎26-2236

町に住む人の集会、学習、レクリエーションなどに利用できる施設です。

利用案内

開館時間	8:30~22:00
休館日	なし
利用料	無料
利用できる部屋	和室(約42畳)、ホール(187㎡)、視聴覚室(101㎡)

- 利用する場合は、財政室へ使用申込書を提出し予約をしてください。電話での予約は受け付けておりません。
 - 予約については、毎月1日(閉庁日の場合はその翌開庁日)から翌々月の申し込みを受け付けます。受付時間は開庁日の8:30~17:15です。
- ※営業目的での使用および町民の人が参加していない場合は使用できません。また、町で行われる事業(選挙、確定申告など)の都合により、予約をした場合でも利用できない場合があります。

